

○いわき市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第58号

いわき市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いわき市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない場合)

**第2条** 条例第3条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(整備等をすべき記録)

**第3条** 条例第7条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 条例第15条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 条例第16条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

**第4条** 福祉ホームは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

(2) 浴室及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(3) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて

適当な広さを有すること。

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成18年10月1日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを営する事業を行う場合における当該福祉ホームの建物については、当分の間、第4条第1号イの規定は、適用しない。